

令和6年

税のこよみ



(一社) 所沢法人会

表中、以下の表記は、() 内の税を表します。

※ 決算法人の確定申告

(法人税及び地方法人税・消費税及び地方消費税・法人県民税並びに法人事業税及び特別法人事業税・法人市町村民税・法人の事業所税)

※ 所得税 (所得税及び復興特別所得税)

主な申告期限等

1月 JANUARY	2月 FEBRUARY	3月 MARCH
<p>★ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出期限 (本年最初に給与の支払を受ける日の前日)</p> <p>10日 ○ 12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>22日 ○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (7月~12月) (土曜日のため1月22日)</p> <p>31日 ○ 11月決算法人の確定申告 ○ 5月決算法人の中間申告 ○ 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告 ○ 源泉徴収票の受給者への交付 ○ 法定調書の合計表・源泉徴収票・支払調書の提出 ○ 給与支払報告書の提出 (各市町村長) ○ 固定資産税の償却資産に関する申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第4期)</p>	<p>★ 贈与税の申告と納付 (2月1日から3月15日)</p> <p>★ 所得税の確定申告と納付 (2月16日から3月15日)</p> <p>★ 個人県民税及び市町村民税の申告 (同上) (なお、所得税の確定申告書を提出した者は、申告不要)</p> <p>10日 ○ 1月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (土曜日のため2月13日)</p> <p>29日 ○ 12月決算法人及び決算期の定めのない人格のない社団等の確定申告 ○ 6月決算法人の中間申告 ○ 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第4期)</p>	<p>10日 ○ 2月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (日曜日のため3月11日)</p> <p>15日 ○ 所得税と贈与税の申告と納付 ○ 所得税の確定申告税額の延納届出期限 ○ 個人県民税及び市町村民税の申告 ○ 法人事業税の申告</p> <p>31日 ○ 1月決算法人の確定申告 ○ 7月決算法人の中間申告 ○ 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人事業者の消費税の申告と納付 (日曜日のため4月1日)</p>
4月 APRIL	5月 MAY	6月 JUNE
<p>1日 ○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割) の賦課期日</p> <p>10日 ○ 3月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>15日 ○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出 (4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった者がいる時... 関係の市町村に提出)</p> <p>下旬 ○ 所得税の振替日 ○ 個人事業者の消費税の振替日</p> <p>30日 ○ 2月決算法人の確定申告 ○ 8月決算法人の中間申告 ○ 5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告 ○ 公共法人等の県民税及び市町村民税均等割の申告</p>	<p>10日 ○ 4月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>31日 ○ 3月決算法人の確定申告 ○ 9月決算法人の中間申告 ○ 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告 ※ 個人県民税及び市市民税の特別徴収税額の通知 (特別徴収義務者経由納税義務者への通知期限) ○ 自動車税 (種別割)・軽自動車税 (種別割) の納付 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第1期分) ○ 所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第1四半期分)</p>	<p>10日 ○ 5月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)</p> <p>15日頃 ○ 所得税予定納税額の通知</p> <p>7/1 ○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告 ○ 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第1期) (但し均等割のみの者は、6月に全額納付) (日曜日のため7月1日)</p>
7月 JULY	8月 AUGUST	9月 SEPTEMBER
<p>10日 ○ 6月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 納期の特例適用者の源泉所得税額の納付 (1月~6月分)</p> <p>15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第1期) (祝日のため7月16日)</p> <p>31日 ○ 5月決算法人の確定申告 ○ 11月決算法人の中間申告 ○ 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告 ○ 所得税予定納税の納付 (第1期) ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第2期)</p>	<p>10日 ○ 7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (土曜日のため8月13日)</p> <p>31日 ○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間申告 ○ 9月・12月・3月決算法人の消費税の中間申告 ○ 法人事業税の納付 (第1期) ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第2期) ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (半期分・第2四半期分) (土曜日のため9月2日)</p>	<p>10日 ○ 8月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>30日 ○ 7月決算法人の確定申告 ○ 1月決算法人の中間申告 ○ 10月・1月・4月決算法人の消費税の中間申告</p>
10月 OCTOBER	11月 NOVEMBER	12月 DECEMBER
<p>10日 ○ 9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付</p> <p>31日 ○ 8月決算法人の確定申告 ○ 2月決算法人の中間申告 ○ 11月・2月・5月決算法人の消費税の中間申告 ○ 個人県民税及び市町村民税の納付 (第3期)</p>	<p>★ 税を考える週間 (11日から17日まで)</p> <p>10日 ○ 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 (日曜日のため11月11日)</p> <p>15日 ○ 所得税予定納税額の減額申請期限 (第2期)</p> <p>30日 ○ 9月決算法人の確定申告 ○ 3月決算法人の中間申告 ○ 12月・3月・6月決算法人の消費税の中間申告 ○ 所得税予定納税額の納付 (第2期) ○ 個人事業者の消費税の中間申告 (第3四半期分) ○ 法人事業税の納付 (第2期) (土曜日のため12月2日)</p>	<p>★ 給与所得の年末調整の時期 (本年最後の給与の支払をする時)</p> <p>10日 ○ 11月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 ○ 住民税特別徴収税額の納付 (納期の特例事業者)</p> <p>31日 ○ 10月決算法人の確定申告 ○ 4月決算法人の中間申告 ○ 1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告 ○ 固定資産税・都市計画税の納付 (第3期) (年末のため1月6日)</p>

※ 消費税の中間申告税額は、直前の課税期間の確定消費税額 (国税分の年税額) により、次の区分により申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の年間確定消費税額 (国税分)	48万円以下	400万円以下 ↑ 48万円超	4,800万円以下 ↑ 400万円超	↑ 4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要(注)	年1回	年3回	年11回

なお、年11回の消費税の中間申告については、「税のこよみ」の表記を省略しています。

(注) 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出することにより、自主的に申告・納付することができます。

※ 期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などでも必ず確認をしてください。

※ 該当部分にマーカーで印をつけると便利です。